

訪問看護ステーション太陽・小牧 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人純正会が開設する「訪問看護ステーション太陽・小牧」(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護職員等」という)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にあり、主治の医師が訪問看護の必要性を認め、高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、高齢者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援すると共に、利用者の、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 名称 | 訪問看護ステーション太陽・小牧 |
| (2) 所在地 | 小牧市中央五丁目39番地 小牧第一病院2階 |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(常勤)

管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
また、自らも事業の提供にあたる。

2. 看護職員等

(1) 看護職員(保健師、看護師及び准看護師) 2. 5名以上(常勤換算)

(2) 理学療法士等(理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士) 1名以上

看護職員等は、看護の一環としてのリハビリテーションを含め、リハビリ職と情報を共有し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く）
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、定められた自己負担の割合の額とする。

2. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、1km50円

3. 死後の処置料は20,000円

4. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、小牧市・春日井市、岩倉市、北名古屋市、犬山市、豊山町、大口町、名古屋市北区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(個人情報保護)

第10条 ステーションは、利用される方々の個人情報につき「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人の人格尊重の理念の下に個人情報の保護を行う。訪問看護記録はサービス終了後5年間保管する。

(看護学生等の実習)

第11条 ステーションは、後輩育成のための教育実習(研修)施設として、看護学生等の実習を行う。学生等の実習には、利用者の同意を得て看護職員との同行訪問とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条

1. ステーションは、社会的使命を十分認識し、看護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは従業者が当ステーション退職後も同様である。この旨を雇用契約の内容に含むものとする。
3. 上記2は当ステーションにおいて実習する看護学生や研修生においても同様に指導する。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人純正会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待を防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しその結果に従業者に周知徹底する。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し虐待防止のための研修を年1回定期的実施する。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月21日から施行する。

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 21 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 2 月 21 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。